第百三十五条　あっせん、調停又は仲介

1　いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国の合意により、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2　両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

第百三十六条　仲裁裁判所の設置

1　第百三十四条の規定に基づいて協議を要請した締約国であって申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、他方の締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立てを受けた締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又は当該義務に反する措置をとった結果、申立てを行った締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a)　協議の要請が受領された日の後三十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には十五日以内に、申立てを受けた締約国が協議を開始しない場合

(b)　協議の要請が受領された日の後六十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には三十日以内に、両締約国が協議により紛争を解決することができない場合

2　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a)　申立ての根拠とされる事実

(b)　違反があったとされるこの協定の規定を含む申立ての法的根拠

3　各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても関係の紛争を取り扱ったことがあってはならない。

4　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、3の規定に従って提案された候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。

5　いずれかの締約国が3の規定により仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が4の規定により第三の仲裁人を合意により任命することができない場合には、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を、七日以内に、3の規定に従って提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

6　仲裁裁判所の設置の日は、裁判長が任命された日とする。

7　仲裁裁判所は、適切な技術的又は法的知見を有する仲裁人により構成すべきである。

第百三十七条　仲裁裁判所の任務

1　前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a)　必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b)　この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

(c)　裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。

(d)　(c)の認定とは別に、第百四十条の規定との関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができる。

2　仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所が必要かつ適当と認める情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。

3　仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し書面による情報又は意見書の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により、又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐し、及び仲裁裁判所の要請に基づき情報又は助言を提供する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国との協議の上選定することができる。ただし、当該専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

4　仲裁裁判所が3の規定により入手した情報又は助言については、両締約国による利用を可能としなければならない。各締約国は、仲裁裁判所によるそのような情報又は助言の取扱いについて、意見書を提出することができる。

第百三十八条　仲裁裁判手続

1　仲裁裁判は、非公開とする。

2　仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

3　2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出する。

4　両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

5　仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて行うものとする。

6　仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）の特定の部分を検討することができるようにするため、その設置の日の後百二十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には六十日以内に、裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該百二十日又は当該六十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

7　仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

8　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努める。コンセンサスに達することができない場合には、過半数による議決でこれを行うことができる。過半数による議決の場合には、各仲裁人が表明した意見は、匿名とする。

9　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百三十九条　仲裁裁判手続の終了

1　両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

2　両締約国が仲裁裁判所の裁判長に対し共同で1の規定に基づく合意を通報する場合には、当該裁判長は、仲裁裁判手続を終了する。

第百四十条　裁定の実施

1　申立てを受けた締約国は、第百三十八条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。

2　申立てを受けた締約国は、裁定を迅速に実施することができない場合には、当該裁定が下された日の後二十日以内に、当該裁定を実施するために必要な期間を申立てを行った締約国に通報する。当該申立てを行った締約国は、通報された期間が受け入れられないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができ、仲裁裁判所は、当該裁定を実施するための妥当な期間を決定する。